

2024年12月27日

株主各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号  
リニューアブル・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 眞 邊 勝 仁

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2025年2月26日（水曜日）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年1月17日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします（会社法第124条第3項及び第940条第1項第1号による公告の開始日：2025年1月2日）。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上